

静岡県告示第206号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年3月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

舞阪加入区（舞阪区域の総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して主としてしらすをとることを目的とする漁業、一本釣りによってかつおをとることを目的とする漁業及び網により上記以外のものをとることを目的とする漁業区分）

1 届出年月日

令和2年3月3日

2 発起人の住所及び氏名

浜松市西区舞阪町舞阪1930-3

内山 尚夫

浜松市西区舞阪町舞阪2668-300

和久田 喜代治

3 区域

舞阪区域

4 区分

総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して主としてしらすをとることを目的とする漁業、一本釣りによってかつおをとることを目的とする漁業及び網により上記以外のものをとることを目的とする漁業区分